

事業番号0748												
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）												
事業名		心神喪失者等医療観察法人材養成研修			担当部局庁		社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度		平成17年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		精神・障害保健課医療観察法医療 体制整備推進室			田中 央吾		
会計区分		一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令（平成16年厚生労働省令第150号）第7条			関係する計画、 通知等		-					
主要政策・施策		障害者施策			主要経費		社会保障					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく指定医療機関の従事者、精神保健判定医等関係者に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定並びに医療処遇に関する各種の演習等を通じて、司法精神医療の担い手である関係職種の育成と資質の向上を図る。										
事業概要 （5行程度以内。 別添可）		【指定医療機関従事者研修】 指定医療機関（当該年度中に指定予定の医療機関を含む）に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者を対象とした研修を委託事業として実施する。 【精神保健判定医等養成研修】 研修を受講することにより要件を満たし、精神保健判定医となる予定の者を対象とした「精神保健判定医養成研修」及び研修を受講することにより要件を満たし、精神保健参与員候補者となる予定の者を対象とした「精神保健参与員候補者養成研修」を委託事業として実施する。										
実施方法		委託・請負										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
		予算 の状 況	当初予算	30	47	44	45	44				
			補正予算	-	-	-	-					
			前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
			予備費等	-	-	-	-					
		計		30	47	44	45	44				
		執行額		27	42	43						
		執行率（％）		90%	89%	98%						
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		90%	89%	98%								
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）		歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
		障害保健関係人材養成研修等委託費		45	44	・研修の参加人数の見直しに伴う減						
		計		45	44							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
		-		-		成果実績	-	-	-	-	-	-
						目標値	-	-	-	-	-	-
						達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 （出典）		-										
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
		本事業は指定医療機関の医療従事者や精神保健判定医等の医療観察法関係職種の育成と資質の向上を図ることを目標とするものであるため、定量的な成果目標の設定は困難である。				医療観察法の指定医療機関の医療従事者や精神保健判定医等に対する専門的な研修を通じて、関係職種の育成と資質の向上を図ることを目標としているが、概ね見込みどおりの規模で研修を実施できている。						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標		代替指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度
		指定医療機関に新たに従事する者に対して必要な研修を行う。	「指定医療機関従事者研修」の受講者数		実績	人	425	424	412	-	-	
					目標値	人	525	440	483	-	506	
					達成度	%	81	96	85	-	-	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標		代替指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度
		精神保健判定医等の資格要件とされている研修を、受講が必要な者に対して行う。	「精神保健判定医等養成研修」の受講者数		実績	人	294	331	395	-	-	
					目標値	人	404	375	344	-	360	
					達成度	%	73	88	115	-	-	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
		「指定医療機関従事者研修」の受講者数		活動実績	人	425	424	412	－	－	
				当初見込み	人	525	440	483	506	600	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
		「精神保健判定医等養成研修」の受講者数		活動実績	人	294	331	289	－	－	
				当初見込み	人	404	375	344	360	330	
単位当たりコスト		算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
		X／Y X:「指定医療機関従事者研修」にかかる支出額 Y:「指定医療機関従事者研修」の受講者数		単位当たりコスト	円	33,076	35,039	31,083	29,104		
				計算式	X/Y	14,057,364/425	14,856,642/424	12,806,292/412	14,726,822/506		
単位当たりコスト		算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
		X／Y X:「精神保健判定医等養成研修」にかかる支出額 Y:「精神保健判定医等養成研修」の受講者数		単位当たりコスト	円	43,805	80,556	103,765	83,574		
				計算式	X/Y	12,878,557/294	26,664,048/331	29,988,000/289	30,086,527/360		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること								
		施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅷ-1-1)								
		測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 －年度	
			実績値	－	－	－	－	－	－		
			目標値	－	－	－	－	－	－		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、看護師、作業療法士(OT)、精神保健福祉士(PSW)、臨床心理技術者への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参与員候補者となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種の育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。										
	アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	－	－						
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度	
			－	成果実績	－	－	－	－	－	－	
目標値				－	－	－	－	－	－		
達成度				%	－	－	－	－	－		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度		
		－	成果実績	－	－	－	－	－	－		
			目標値	－	－	－	－	－	－		
	達成度		%	－	－	－	－	－			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
－											

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、当該医療に携わる関係職種の育成と資質の向上は、国が実施すべき事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法に基づき、対象者への適切な医療を実施するため、指定医療機関の医療従事者に対する研修や精神保健判定医等の養成研修を行うものであり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療観察法の目的である対象者の円滑な社会復帰を実現するため、医療従事者等の育成と資質向上を図る事業であり、優先度が高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	公募により、本研修を適正に実施できる事業者を選定し、委託契約を締結している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法に基づき、対象者に適切な医療を提供するために必要な研修であり、当該研修の経費は国が負担すべきものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	事業者が委託事業を実施するに当たっては、事業費の削減に努めている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	効率的な執行の観点から合理的かつ実施に当たり最低限必要な支出としている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	定量的な目標設定は困難であるが、代替指標の実績については、代替目標に見合ったものになっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	公募により専門的な知見等を有する事業者に委託しており、効果的な研修を実施できている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね当初見込まれた規模で研修を実施できている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	
	-	-	-	
点検・改善結果	点検結果	本事業は、医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者に対する医療を担う指定医療機関の従事者の資質向上を図るための研修及び対象者の処遇の決定を行う精神保健判定医等を養成するための研修を同法に基づき実施しているものである。研修の受講が見込まれる人数等を勘案し、計画的に予算計上しているところである。		
	改善の方向性	引き続き、指定医療機関数の増加に伴う研修人数の増加や受講者1人当たりのコスト等を考慮し、適正な予算措置を講じていくものとする。		
外部有識者の所見				
予算額の見直しにより執行率は改善している。精神保健判定医等養成研修の単価が上昇傾向にあり、本事業の委託先の応募は1社に限られていることから、単価が上がる要因が何か、効率的な研修が行われているかを確認し、適切な予算執行に努めること。(栗原 美津枝)				
行政事業レビュー推進チームの所見				
事業内容の一部改善の	精神保健判定医等養成研修に係る単位当たりコスト上昇の要因を分析するとともに、効率的な研修が行われているかを確認し、適切な予算執行に努めること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	コスト上昇の要因は、参加人数の増減によるものと考えられるため、参加人数が増えるように努める。			
備考				

関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	515	平成23年度	468	平成24年度	412	
平成25年度	771	平成26年度	769	平成27年度	752	
平成28年度	751					
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。					
	厚生労働省:43百万円 [委託事業者に対する委託契約] ↓ 【公募・委託】 A. 独立行政法人国立病院機構 13百万円 【指定医療機関従事者研修】 指定入院医療機関又は指定通院医療機関に従事・従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者に対する司法精神医学の教育研修を通じ、医療観察法の担い手である関係職種の育成と資質能力の向上を図る。 ↓ 【公募・委託】 B. 公益社団法人日本精神科病院協会 30百万円 【精神保健判定医等養成研修】 精神保健判定医、精神保健参与員候補者の養成研修を実施するとともに、地域において対象者の福祉的指導等の役割を担う精神保健福祉士、保健師、社会福祉士等に対する地域福祉職員研修を実施する。					
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.独立行政法人国立病院機構			B.公益社団法人日本精神科病院協会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	庁費	文具費、研修資料製本費など	10	旅費	企画委員、講演者等の旅費	13
	旅費	印刷製本費、借料、人件費	1	庁費	研修会場、レンタル料、印刷製本費	11
	雑役務費	振り込み手数料、コピー代など	1	諸謝金	講師に対する謝金	3
	賃金	研修会運営に係る人件費	1	賃金	研修会運営に係る人件費	3
	計		13	計		30

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人国立病院機構	1013205001281	指定医療機関の従事(予定)者を対象とした資質向上のための研修の実施	13	随意契約 (公募)	1	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人日本精神科病院協会	5010405010563	精神保健判定医等を対象とした法定研修等の実施	30	随意契約 (公募)	1	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-